

印西市家庭的保育事業等設置認可等要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、市長が、児童福祉法第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対し、設置の認可、並びに同条第7項に定める家庭的保育事業等を運営している者からの申請に対し、その休止及び廃止の承認等を行うことについて必要な手続きを定める。

（認可の申請）

第2条 児童福祉法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の設置認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等設置認可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、当該申請が印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年印西市条例第15号。以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、新たに家庭的保育事業等の設置認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

（印西市子ども・子育て会議の意見の聴取）

第3条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ印西市子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

（認可の通知）

第4条 市長は第2条第1項の申請に対し、法第34条の15第3項及び条例に規定する基準、特定地域型保育事業所の利用定員の総数及び印西市子ども・子育て支援事業計画に定める利用定員の総数並びに前条の委員会の意見を勘案する中で、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は家庭的保育事業等設置認可書（別記様式第2号）を、認可しない場合は家庭的保育事業等設置認可不承認通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（家庭的保育事業等の休廃止又は認可内容の変更）

第6条 家庭的保育事業等の設置認可を受けた者が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えてあらかじめ家庭的保育事業等休止（廃止）申請書（別記様式第4号）及び調書（別記様式第4号の2）を市長に提出しなければならない。

2 家庭的保育事業等の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、その旨を市長に、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（別記様式第5号）及び調書（別記様式第5号の2）により届け出なければならない。また、法人の場合、法人の代表者について変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（別記様式第5号）及び調書（別記様式第5号の3）を、その名称と所在地に変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（別記様式第5号）及び調書（別記様式第5号の4）により届け出なければならない。

3 市長は第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）承認書（別記様式第6号）を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書（別記様式第7号）を交付するものとする。

4 市長は第2項の届出に対し、受理書（別記様式第8号）を交付するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設置認可等に関し必要な事項

は、別に市長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱の施行日は、平成27年9月1日とする。